

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置付けており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保することが極めて重要と考えております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることも重要な経営課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高島 宏平	1,151,000	18.97
株式会社リクルートホールディングス	662,000	10.91
BNYM TREATY DTT 10	387,200	6.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	210,767	3.47
THE BANK OF NEW YORK 133524	182,100	3.00
堤 祐輔	162,000	2.67
古府 裕雅	150,000	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	138,000	2.27
BANQUE PICTET AND CIE SA	79,833	1.32
長谷川 哲也	72,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 6名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 3名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花田 光世	学者								○			
牛田 圭一	他の会社の出身者				△			○				
田中 仁	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花田 光世	○	2010年6月に花田光世氏が代表を務める組織調査研究所と契約を締結し、当社従業員に対するマネジメント研修を実施しております。なお、当該研修に対する対価は、僅少なものであります。	花田光世氏は、慶應義塾大学名誉教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
牛田 圭一		牛田圭一氏は株式会社リクルートライフスタイル(当社の主要株主である株式会社リクルートホールディングスの子会社)の執行役員であり、リクルートグループと当社との資本・業務提携関係に基づき、取締役として招聘しております。	牛田圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員であり、ネットビジネス本部の責任者として合弁会社を含む事業体の運営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待されることから、社外取締役として選任いたしました。

田中 仁	○	田中仁氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社ジェイアイエヌの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見を期待されることから、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に内部監査室及び監査役が同席することによって情報の共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
中村 真	他の会社の出身者														
諸江 幸佑	他の会社の出身者										○				
中町 昭人	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			中村真氏は、我が国を代表する上場優良企業

中村 眞	○	——	の常勤監査役の経験のほか、国内外での財務経理部門を中心とした管理部門での豊富なキャリアを有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
諸江 幸佑	○	諸江幸祐氏は株式会社森山ナポリの取締役であり、当社と当社との間では商品仕入の取引関係があります。なお、取引金額は当社及び同社においても僅少なものであります。	諸江幸祐氏は、外資系証券会社における小売・流通分野のアナリストとして長年の経験を有しており、企業金融や小売・流通分野に関する幅広い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
中町 昭人	○	——	中町昭人氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、Stockオプション制度を導入しております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

Stockオプションの付与対象者は原則として社内取締役及び従業員(従業員内定者を含む)ですが、社外監査役の一部と社外協力先にも付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案し、取締役会から授けられた代表取締役社長が外部専門家等による諮問を経た上で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が行っております。また非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役会で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役会の業務執行状況の監査を行っております。

b. 経営会議

当社は常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者による経営会議を定期的に開催しており、これにより日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図っております。

c. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は、原則として定例取締役会と同日に開催しております。

d. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

2) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理及びコンプライアンス体制整備については、リスク管理委員会を中心に実施しております。同委員会は常勤取締役他によって構成され、常勤監査役も常に参加しており、役職員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発や法令違反行為等の通報の受付と事実関係の調査等をその任務としております。具体的には月2回定例の会議を開催し、内部通報の有無の確認や、反社会勢力への対応、労務関連の法令遵守状況などコンプライアンスに関連する事項のほか、リスク管理に関する事項、ディスクロージャー(適時開示)に関する事項やいわゆるJ-SOX法への対応状況等について、報告並びに議論を行っております。

また、当社では、公益通報者保護法の趣旨に則り、コンプライアンスの徹底に資することを目的として内部通報制度(「企業倫理ホットライン」という。)を定めております。当社の従業員は、本制度を通じ、公益通報者保護法に定める法令違反及びその他の重大なコンプライアンス違反等の通報対象の事実が生じているか、又は、まさに生じようとしていることを、予め定めた企業倫理ホットライン窓口担当者に通報することができます。また、通報者にはしかるべき保護措置を行うほか、通報された情報にもとづき、委員長を中心とした関係者によって必要な調査・是正措置が行われ、リスク管理委員会に報告されることとしております。

加えて、全ての当社役職員が遵守すべき規範として「倫理規程」を設け、その普及・啓蒙に努めております。また、個別業務に関するコンプライアンスへの取り組みとして、個人情報保護法、景表法、特商法といった当社業務と関連の深い諸法令の遵守状況の確認や、研修などを通じた法令に関する知識の普及などを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、監査役会設置会社が最適であると判断しており、社外取締役3名(うち2名は独立役員)、社外監査役3名(うち3名は独立役員)を選任することで、取締役会に対する牽制及び監視機能の向上を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成・公表はしていませんが、株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本に情報提供を努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定していませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(半期・通期)の決算発表会の開催をしております。また、アナリスト・機関投資家向けに個別インタビューの実施をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回北米や欧州で海外投資家向けのロードショーを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトに投資家向け情報ページを設け、決算情報や適時開示情報の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内にIR担当セクションを設置しております。	
その他	年1回株主通信を発行し、当社の事業についての報告を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社情報を開示することは上場企業としての責務であり、常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。 <女性の活躍の方針・取組について> 当社は、在宅勤務制度を整える等、性別に関わらず多様な働き方が出来るようなインフラ整備をしております。また、積極的に女性の活用を進め、正社員中女性従業員の比率は47%となっており、育児中の女性が働きやすいように時短勤務や育休復帰を行いやすいように認可外保育園に預ける場合の補助等の制度を導入しております。 なお、当社社員中女性の比率は、部長以上で約15%、マネージャー以上では約28%となっております。今後も積極的に性別を問わず優秀な人材を登用していく予定です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の事業では環境負荷の小さい商品を主に扱っており、宅配時に使用する段ボールは、CO2排出量の少ない紙を使用しております。また、先進国の肥満と開発途上国の飢餓の問題を同時に改善しようとするNPO法人「TABLE FOR TWO」に賛同し活動に協力するとともに、東日本大震災の復興支援団体である「東の食の会」の特別会員企業としても支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社情報を開示することは上場企業としての責務であり、常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しました。その後当該基本方針については、平成19年9月、平成20年5月、平成21年4月、平成24年11月、平成27年4月、平成28年4月に適宜見直しを実施しております。

現在運用されている当該基本方針は、平成28年4月21日開催の取締役会において改訂されたものであり、その概要は下記のとおりです。なお、必要に応じて今後も適宜見直しを実施してまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. 財務報告の適正性を確保するための体制
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

また、当社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程によって役職員の組織的位置付けやなすべき業務、職務上の執行権限を明確にするとともに、稟議手続を明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制の構築を図っております。

この他、内部統制に関連する規程として「リスク管理委員会規程」、「内部通報規程」、「倫理規程」、「危機対応規程」を策定し、全社員向けに周知徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を謳った「反社会的勢力対策についての宣言」を定めており、新規取引開始時の取引先の属性チェックなどを実施することにより、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めております。

また、当社・グループ会社は反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、管理本部を中心にその対応に当たることを定めるほか、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察・暴追センターに相談し適切な措置を講ずる体制としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



